

「モビットカード会員規約」および「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」の変更について

「モビットカード会員規約」および「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」を以下のとおり変更いたします。

1. モビットカード会員規約

変更前	変更後	変更理由
<p>第3条（極度額および利用限度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>極度額は、お客様が希望した借入極度額を上限とし、本規約にもとづく契約成立にあたりモビットが極度額としてお客様に告知した金額とし、契約内容確認書に記載します。</li> <li>モビットは、お客様の信用状況に関するモビットの審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。お客様は、利用限度額の範囲内で繰り返し借入ができます。</li> <li>お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、モビットは、利用限度額を減額すること（利用限度額を0にすることを含みます。）ができます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>本規約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</li> <li>お客様の信用状況に関するモビットの審査により、モビットが相当と認めたとき。</li> <li>お客様が満70歳に達したとき。</li> </ol> </li> <li>お客様の信用状況に関するモビットの審査により、モビットが相当と認めた場合、モビットは、利用限度額を増額します。</li> </ol> <p>第8条（利用明細書の交付）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>モビットは、お客様が借入れたときに利用明細書を交付します。</li> <li>お客様が振込にて借入れた場合、モビットは、お客様があらかじめ指定した送付先に利用明細書を送付します。</li> <li>お客様に送付した利用明細書がモビットに返送された場合、モビットは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、利用明細書を再交付します。</li> <li>利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定支払額は、借入その他の事由により変動することがあります。</li> <li>お客様は書面の交付方法を法令等で規定された方法であってモビットが指定するものに変更することができます。なお、お客様が当該変更をするときの同意の方法は、モビットが相当と認める方法によるものとし、その内容をホームページ等で公表します。</li> </ol>	<p>第3条（極度額および利用限度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>極度額は、お客様が希望した借入極度額を上限とし、本規約にもとづく契約成立にあたりモビットが極度額としてお客様に告知した金額とし、契約内容確認書に記載します。</li> <li>モビットは、お客様のお取引状況に関するモビットの審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。お客様は、利用限度額の範囲内で繰り返し借入ができます。</li> <li>お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、モビットは、利用限度額を減額することができます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>本規約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</li> <li>貸金業法その他の法令等にもとづき必要とされる時。</li> <li>お客様のお取引状況に関するモビットの審査により、モビットが相当と認めたとき。</li> </ol> </li> <li>前項に定める他、モビットが相当と認めた場合、モビットはあらたな借入を停止することができます。</li> <li>お客様のお取引状況に関するモビットの審査により、モビットが相当と認めた場合、モビットは、利用限度額を増額し、また、あらたな借入の停止を解除することができます。</li> <li>モビットは、お客様が満70歳に達したとき、あらたな借入を中止します。お客様は、以後、あらたな借入はできません。</li> </ol> <p>第8条（利用明細書の交付）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>モビットは、お客様が借入れたときに利用明細書を交付します。</li> <li>お客様が次のいずれかの方法にて借入れた場合、モビットは、お客様があらかじめ指定した送付先に利用明細書を送付します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>モビットからの振込にて借入れた場合。</li> <li>モビットと提携している会社のATM等であって、その場で利用明細書を交付できないものにて借入れた場合。</li> </ol> </li> <li>お客様がお客様の都合により、利用明細書の受取を拒否する場合、お客様は、あらかじめモビットに届出ます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、利用明細書を交付します。</li> <li>お客様に送付した利用明細書がモビットに返送された場合、モビットは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、利用明細書を再交付します。</li> <li>利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定支払額は、借入その他の事由により変動することがあります。</li> <li>お客様は書面の交付方法を法令等で規定された方法であってモビットが指定するものに変更することができます。なお、お客様が当該変更をするときの同意の方法は、モビットが相当と認める方法によるものとし、その内容をホームページ等で公表します。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種法令等を遵守し、利用限度額を減額する場合があるため</li> <li>信用状況のみではなく、お取引状況全般から利用限度額を減額する場合があるため</li> <li>利用限度額の減額と貸付の停止を区別するため</li> <li>貸付の停止の解除を可能とするため</li> <li>貸付を中止することを明示するため</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業法対応を実施する提携先を考慮するため</li> <li>交付拒否の申出顧客対応の明文化のため</li> </ul>

変更前	変更後	変更理由
<p>第 17 条（領収書の交付）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>モビットは、モビットが支払を受けたときに領収書を交付します。</li> <li>お客様が領収書を郵送にて受取る場合、お客様は、領収書を受取るために、あらかじめ送付先をモビットに届出ます。</li> <li>お客様がおお客様の都合により、郵送による領収書の受取を拒否する場合、お客様は、あらかじめモビットに届出ます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、領収書を交付します。</li> <li>お客様に送付した領収書がモビットに返送された場合、モビットは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、領収書を再交付します。</li> <li>お客様は書面の交付方法を法令等で規定された方法であってモビットが指定するものに変更することができます。この場合には、第 8 条第 5 項の規定に準じます。</li> </ol> <p>第 27 条（規約等の変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>モビットが本規約の内容を変更した場合、モビットは、変更内容をお客様に通知またはモビットが相当と認める方法により公告します。</li> <li>本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後に、お客様が本規約にもとづく取引をした場合、モビットは、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。</li> </ol>	<p>第 17 条（領収書の交付）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>モビットは、モビットが支払を受けたときに領収書を交付します。</li> <li>お客様が次のいずれかの方法にて支払った場合、モビットは、お客様があらかじめ指定した送付先に領収書を送付します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①あらかじめ定められたモビット名義の金融機関口座に振込にて支払った場合。</li> <li>②モビットにあらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座からの口座振替にて支払った場合。</li> <li>③モビットと提携している会社の A T M 等であって、その場で領収書を交付できないものにて支払った場合。</li> </ol> </li> <li>お客様がおお客様の都合により、領収書の受取を拒否する場合、お客様は、あらかじめモビットに届出ます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、領収書を交付します。</li> <li>お客様に送付した領収書がモビットに返送された場合、モビットは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、領収書を再交付します。</li> <li>お客様は書面の交付方法を法令等で規定された方法であってモビットが指定するものに変更することができます。この場合には、第 8 条第 6 項の規定に準じます。</li> </ol> <p>第 27 条（規約等の変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>モビットが本規約の内容を変更した場合、モビットは、変更内容をお客様に通知またはモビットが相当と認める方法により公告します。</li> <li>本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後 <u>30 日が経過したことをもって</u>、モビットは、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸金業法対応を実施する提携先を考慮するため</li> <li>・交付拒否の申出顧客対応の明文化のため</li> <li>・改定の際の適用について、わかりやすい表現に変更</li> </ul>

2. 個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）

変更前	変更後	変更理由
<p>第3条（個人情報の利用目的）            会員等は、モビットが第2条の会員等の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。</p> <p>①与信判断のため。            ②与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため。会員等の本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため。            ③与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため。            ④会員等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。            ⑤与信にかかる商品およびサービスのご案内のため。            ⑥モビット内部における市場調査および分析、ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため。</p>	<p>第3条（個人情報の利用目的）            会員等は、モビットが第2条の会員等の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。</p> <p>①与信判断のため。            ②与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため（<u>契約の内容を説明するために、モビットが法令等にもとづき、契約締結前に書面を交付するためを含みます。</u>）。会員等の本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため。            ③与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため。            ④会員等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。            ⑤与信にかかる商品およびサービスのご案内のため。            ⑥モビット内部における市場調査および分析、ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため。</p>	<p>・ 契約締結前に契約内容の書面を交付するため</p>

3. 変更日

平成22年6月7日（月）